

臨時御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和4年3月24日
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室
3、開会	午後2時30分
4、会議に付された件名	
議第71号	農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
5、事務局	事務局長 高木 雅 春 事務局次長 伊 納 和 昭 書 記 小 栗 直 也
6、会議録署名者	3番 鍵谷 正 委員、5番 奥村 俊雄 委員
7、欠席委員	無
議 長	ただ今この出席委員は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員4名で定足数に達していますので、これより御嵩町農業委員会を開会します。 会議録 署名者に、3番 鍵谷 正 委員、5番 奥村 俊雄 委員を指名します。 それでは、議第71号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。 事務局より朗読願います。
事務局	2ページをご覧ください。議第71号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。 別表のとおり農地法第5条第1項の規定により申請があったので委員会の意見を求めるものとする。3ページをご覧ください。
議 長	(朗読) それでは再審議というようなことをございますので、細部にわたっては、審議過程の中で同じような説明になろうかと思しますので省略をさせて頂きまして、先程協議会の各地区で審議を頂きましたので、結果報告をお願いします。 9番日比野委員より報告をお願いします。
9番 日比野委員	上之郷地区の報告をさせて頂きます。 最終的に農業委員会からの要望事項は2つありまして、町道263号線については、前々回でしたか図面が差替えられているということでこれはOKにしても良いと思います。

	<p>それから事業費につきましては議会の合意形成を図ってくださ いということで、議会や委員会などで説明をされておまして、 先程、会長がお話されたように満場一致ではありませんでしたが 可決をされておまして、全員同じ方向に向いて進んで行こうと いうことで農業委員会として進達をしていきたいと思ひます。 但し、地元の中地区の皆様意見が尊重されるべきというふう に思ひますので、そちらをまず聞いてみたいと思ひます。 以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 次に、11番田中委員。</p>
11番 田中(信)委員	<p>御嵩地区、中地区合同で意見の集約をしました。 詳しくは中地区の奥村委員から説明させていただきますが、御 嵩地区では積極的で正確な情報発信をすると、今まで正確な情報 の発信がなされていないということで、情報発信をして頂きたい など、努めて頂きたいなどこんなことで意見の集約はしました。 詳しくは、中地区の奥村委員からお願いしたいと思ひます。</p>
議 長	<p>14番奥村委員さんお願いします。</p>
14番 奥村(守)委員	<p>中地区、御嵩地区合同で協議を行いました。 事業推進に対して、議会における合意形成が図られるよう努め ること。 また、町民に対して積極的かつ正確な情報を発信するように努 めること。 ということで意見案をまとめました。 以上です。</p>
議 長	<p>次に6番鍵谷委員</p>
6番 鍵谷(道)委員	<p>伏見地区についてですが、町道263号線についてはある程度認 められたということでOKということで。 それから、進達ということでこれしかないかなと思ひますが、 進達意見書をもう少し合意形成が図られるように努めることをも う少し細かく書いていただきたいと思ひます。 以上です。</p>
議 長	<p>それぞれ4地区に分かれて頂き、中と御嵩につきましては合同 という形で協議をして頂きました。 それ以外にご意見が頂けるのならこの機会によろしくお願いし たいと思ひます。</p>

<p>12 番 田中(幹)委員</p>	<p>1 2 番田中です。 採決に先立ち、どうしてもこの場で言っておきたいことがあります。 この採決が終わると新庁舎問題について、私たちはそれぞれただの一町民に戻ります。 しかし、今日までに農業委員として傷つけられた名誉は回復する機会を二度と得ることはありません。 そこで、農業委員会事務局に対し、事務局も多忙で大変とは思いますが、以下の通り、3 つのお願いをさせていただきたいと思えます。 その 1。 事務局は関係部局に働きかけ、次に述べる 3 通の公文書を取り消させること。 ひとつ、令和 4 年 1 月 31 日発出の御総庁第 31 号 ひとつ、令和 4 年 2 月 28 日発出の御総庁第 38 号 ひとつ、令和 4 年 3 月 11 日発出の御総庁第 40 号 その 2。 事務局は関係部局に働きかけ、広報みたけの 1 月号の町長月記 130 番の 4 段組の下 3 段、及び同じく 2 月号の町長月記 131 番の 4 段組の下 2 段の記事を取り消させること。 また、広報みたけの新たな号に記事取り消しの報告と記事取り消しの理由を記させること。 ただし、農業委員から要求があった為というのは理由として認められないのでご留意願います。 その 3。 事務局は関係部局に働きかけ、新庁舎建設予定地の造成工事を開始する日から、中 263 号線の改良工事が完了する日まで、中 263 号線について、農地に用事のない、いわゆる一般車両については「進入禁止」とするよう必要な措置を講じさせること。 以上 3 点の措置を求めます。 次年度の担当者に必ず引き継ぎをお願いしたいと思えますが、事務局いかかでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>その前に私に答えさせて頂きたいと思えます。 今、田中さんが仰って頂きましたことが事務局よりも私からも私から会長としても、今の田中さんから仰って頂きました関係につきまして本当は望みたいところです。 ところですので、この事項の中で田中委員が今、仰ったような要請と申しますか、これを文章化したものを事務局に出して頂いて 100%達成できるかどうかはわかりませんが、公式的なやり取りの中で事務局として何とか理解していただきたいと、田中委員さんそんなことでどうでしょうか。 ほんとに僕はそう思っています。 そういうことが長引いてきた、一つの原因にもなって来ている</p>

<p>事務局長</p>	<p>と思います。 一番若い、農業委員会の中で田中委員が思いを述べて頂きましたことは、大変貴重な意見として事務局から新しい事務局を通じ各部局に対して伝えて頂きたいと思います。 事務局から取りあえず。</p> <p>今、田中委員が仰られ、会長の方から意見を述べて頂きましたが、今農業委員会の中で決していただければ私どもの次の後任者の方に今日言われたことについて、引継いで文章の方を出すように引継をしていきたいなと思いますのでよろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>出来ましたら 4 月の 4 日の定例総会の時に今田中委員が仰って頂きましたものを文章化したものを、全員の皆様方にもご理解を頂いて、諮っていただいて対応していただくようなことを行きたいと。</p> <p>ほんとに長い間、今年の 11 月 1 日にこの案件を受付を開始しまして、総務会で指摘事項 2 項目を付け、一つは議会での合意形成をぜひ図っていただきたい、町道 263 号線の利用計画そういったものの差替えをさせて頂いて出てきたものを皆様のご理解を頂いたということで農業委員会としては 2 つの案件を満額ではないけれど、そこそこ議員の方も頑張っただけで充分であったかどうかは別として取組んでいただけた、もう一つは道路関係については、100 点満点に近いところが得られたんではないかと思っております。</p> <p>また、今指摘を頂きました町道 263 号線の利用者にとって、田中さんの意見を尊重するならば、出来るか出来ないかは分かりませんが、一般車両の通行止めに関する事項これは季節によってそうなることもあるかと思いますが、それもある程度ご理解を頂きまして、そういったことを重ねていくというような内容で行きたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、御嵩駅から 300m 以内または 500m 以内の農地であるため、第 3 種農地または第 2 種農地に位置付けられます。</p> <p>なお、進達の際の意見は中地区の奥村委員からお話を頂きました内容で事務局としては、進達させていただきたいと思っております。</p> <p>それも含めて採決を取っていただければと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>中地区、奥村さん。 今、中地区、御嵩地区の意見を追加ということで載せて頂いて送るといことにさせて頂きますのでよろしくお願いします。 採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p>

	<p>挙手多数であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>以上をもちまして、本日の臨時総会は終了いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
--	--

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

11 番

12 番
